

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	【規則】	農政企画課	○ 規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	目次
○ 岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則		水産課		
○ 特定計量器定期検査	【告示】	工業技術センター		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	【公告】	建築指導課		
○	〃	〃		
○	〃	〃	○ 漁業の操業禁止の指示 【海区漁業調整委員会】 （県例規集登載）	担当課（室）
○	〃	〃		
○	〃	〃		
○	〃	〃		
○	〃	〃		
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃	海区漁業調整委員会	
○	〃	〃		
○	〃	〃		
○	〃	〃		
○	〃	〃		
○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定め	【人事委員会】	人事委員会		

◎岡山県規則第三十八号

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第三十九号

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年岡山県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「においては」を「であって、次の各号のいずれかに該当するものについては」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 福島県内に事業拠点を有する者であって、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次号及び第三号において同じ。）の影響に伴う原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により出荷制限が行われ、本格的な操業の再開に支障を来している」と認められる者
- 二 岩手県、宮城県及び茨城県内に事業拠点を有する者であって、原子力災害の影響により、操業又は輸出に支障を来している」と認められる者
- 三 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内に事業拠点を有する者であって、原子力災害の影響により、水産加工品の製造又は販売に支障を来している」と認められる者
- 四 その他前三号に準ずる者として知事が認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年6月21日 岡山県公報 第12406号

◎岡山県告示第二百九十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第3百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
和 気 町	和気町役場佐伯庁舎	令和四年 八月一日 一〇:三〇〃 一二:〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三:三〇〃 一五:〇〇〃
和気町役場	和気町役場	〃 二日 一〇:三〇〃 一二:〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三:三〇〃 一五:〇〇〃
〃	〃	〃 三日 一〇:三〇〃 一二:〇〇〃
〃	〃	〃 〃 一三:三〇〃 一五:〇〇〃

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〔二九九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町平字長良一二〇五―一、一二〇五―二、一二〇七―一、一二〇八―一、一二〇八―二、一二一〇―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市大篠六三三―九

株式会社峰南

代表取締役 早瀬 規恭

三 許可年月日及び許可番号

令和四年六月十日岡山県指令建指第一〇二号

〔三〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市溝口字西田一四一―一、字土野一六〇―二、一六一―二、一六一―三、字西田一四一―一地先道路、字土野一六〇―二地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一〇三五―一

株式会社岡住

代表取締役 赤枝 孝士

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月十七日岡山県指令建指第三五〇号

令和4年6月21日 岡山県公報 第12406号

〔三〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字大前三三〇四―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島町鶴新田三四七―一 クレインアートA棟一〇一

加藤 伸幸

加藤 渚

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月二十八日 岡山県指令建指第四六〇号

令和4年6月21日 岡山県公報 第12406号

〔三〇二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市上林字西田二〇〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名
岡山市北区辰巳一六―一〇一サンガーデン辰巳A二〇二

藤森 祐輝

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月十三日岡山県指令建指第六〇号

令和4年6月21日 岡山県公報 第12406号

〔三〇三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市上林字西田二〇〇―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上富井二三四―一エルフトウーロA二〇三号

大塚 貴裕

大塚 陽夏

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月十三日岡山県指令建指第六一号

〔三〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町平字長良一二〇五一、一二〇五一二、一二〇七一一、一二〇八一、一二〇八一二、一二一〇一一

二 公共施設の種類

緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市大篠六三三―九

株式会社峰南

代表取締役 早瀬 規恭

五 許可年月日及び許可番号

令和四年六月十日岡山県指令建指第一〇二号

〔三〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市溝口字西田一四一―一、字土野一六〇―二、一六一―二、一六一―三、字西田一四一―一地先道路、字土野一六〇―二地先水路

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一〇三五―一

株式会社岡住

代表取締役 赤枝 孝士

五 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月十七日岡山県指令建指第三五〇号

◎岡山県人事委員会規則第二十八号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月二十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表総社市の部教育委員会の項中「教育総務課総務係長」を「教育総務課総務係長主査（総務係に属する者に限る。）」に改め、同表高梁市の部市長部局の項中「管財係長 行政係長」を「財産活用係長 行政統計係長」に、「副院長」を「副院長 医療技監」に、「看護師長」を「薬局長 看護師長」に、

鶴 寿 荘	所長 所長代理 副所長
保 育 園	園長 副園長
認 定 こ ど も 園	園長 副園長

を

鶴 寿 荘	所長 所長代理 副所長
-------	-------------

に改め、

幼 稚 園	園長 教頭
-------	-------

を

保 育 園	園長 副園長
認 定 こ ど も 園	園長 副園長
幼 稚 園	園長 教頭

に改め、同表備前

市の部教育委員会の項中「教育部長」を「部長」に改め、同表瀬戸内市の部市長部局の項中「総務課行政係及び職員係」を「総務課」に、「並びに」を「及び」に、「副院長」を「参与 副院長」に、

保 育 園 ・ こ ど も 園	園長
-----------------	----

を

保 育 園 ・ こ ど も 園	園長
博 物 館	館長

に改め、

同表真庭市の部市長部局の項中「次長 危機管理監」を「危機管理監 産業政策統括監」に、「振興局長 次長」を「振興局長」に改め、同部教育委員会の項中「統括監 課長」を「課長 室長」に、「主任（教育総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うものに限る。）」を「主任（教育総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うものに限る。）」に改め、上級主事（教育総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うものに限る。）に改め、同表浅口市の部市長部局の項中「（市長の秘書業務を主務とする者に限る。）」を削り、同表和気北部衛生施設組合の部事務局の項中「事務局長」を「事務局長 事務局長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年6月21日 岡山県公報 第12406号

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和四年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和四年六月二十一日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する漁業の種類

あみ押網漁業（ただし、押網を船首に装備する通称ガツチャンを対象漁法とし、三角の押網を船側に装備して行う漁法を除く。）

二 禁止区域

1 児島湾

2 水門湾

岡山市東区西幸西のテイカ株式会社社の波止突端から岡山市東区正儀のかんす波止の突端見通し線と陸岸によって囲まれた海面

3 吉井川

岡山市東区九幡の東防波堤突端の赤灯台から岡山市東区西幸西の外波崎突端見通し線以北の吉井川水面

4 旭川

岡山市中区江並の三幡港北防波堤基部から岡山市南区海岸通のDOWAエレクトロニクス岡山株式会社南東端見通し線以北の旭川水面

三 禁止期間

毎年一月一日から十月三十日まで（二の禁止区域のうち2から4までに掲げる区域にあつては、毎年一月一日から十二月三十一日まで）

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和四年八月十六日から令和六年十二月三十一日まで